令和７年度　事業計画

基本方針

労働力人口の減少により、人手不足分野や現役世代を支える分野での担い手不足が課題となる中、高齢者の就業を促進し、人手不足の緩和を図っていくことは喫緊の課題となっております。

また、社会環境が変化する中で、地域社会の活力を維持していくためには、高齢者が自ら培った豊富な知識や経験を生かし、社会の担い手の一員として活躍することが求められています。

このような時代において、高齢者が地域課題の解決の担い手となって活躍するシルバー人材センターの役割は、ますます重要になっております。

一方でシルバー人材センターの運営環境は、消費者物価の高騰や、消費税インボイス制度の施行、さらには昨年１０月に実施されたいわゆるフリーランス新法の施行により、会員に対して就業条件の明示が義務化される等の影響により、複雑さを増してきている状況です。

また、今年度個人の依頼主を対象として実施する、新たな契約方式による業務の受託による会員の就業への影響や、これに対応した経理作業等の合理化などにも対応していかなければなりません。

このような状況の中で、会員に安全な就業環境を提供し、会員に生きがいの充実や経済的なゆとりをもたらしていく必要があります。

館山市シルバー人材センターとしては、会員の健康管理や事故防止について留意しつつ、会員の就業機会の拡大に向け、従来の請負・委託等のほか、派遣事業の受注拡大と会員の増加に尽力してまいります。

また、シルバー事業推進に当たっては、単に就労機会の拡大のみならず、高齢者の生きがいの充実に向けた事業の推進に努めます。

事業内容

１．就業機会確保事業

（１）就業の開拓・確保

①会員の希望に応じて、臨時的かつ短期的な就業、その他軽易な業務の就業機会を積極的に開拓・確保する。

ア　当センター事業のＰＲに努め、新規就業機会の確保及び既存の仕事の持続・維持を図る。

イ　市役所や市内事業所等に働きかけることにより、派遣事業等新た

な就業機会の確保を図る。

ウ　事務系職種及び女性会員向けの職種の開拓に努める。

エ　高齢化、核家族化社会の進展により、高齢者家庭や空き家などの草刈、維持管理などの就業機会の確保を積極的に行う。

②高齢者に対して就業を組織的に提供し、支援する。

ア　超高齢化社会に見合った職種の開拓・確保に努める。

イ　高齢者が長年培ってきた技術を継承できるよう、剪定・障子貼り等の技能群の充実と後継者の育成を図る。

ウ　受注が多い草刈等を中心とした技能群の技能講習会等を充実して技能の向上を図る。

③フリーランス新法及び新たな契約方法に対応した業務の推進

ア　フリーランス新法に対応し、会員に対し就業条件の事前提示を確実に実施する。

イ　個人の依頼主を対象に新たな契約方法による委託業務を実施し、業務委託料を預り金として経理することにより、消費税納税額の低減を図る。

ウ　新たな契約方法がシルバー人材センターの運営にとって効果的なことから、次年度からの完全実施を目指し、地方公共団体・民間企業への説明を行い、理解を求める。

（２）安全就業・適正就業の推進

①安全・適正就業推進委員会の開催

活動　委員会の開催により現状把握と対策を検討するとともに作業現場を巡回（安全パトロール）して、安全で適正な就業を支援する。

②安全・適正就業推進員の活動

活動　委員会の構成員である安全・適正就業推進員（２名）は、事務局から選出して、事故等の原因の究明や、防止策等を検討し安全対策に務める。

また、作業現場を巡回して、安全で適正な就業を支援する。

③安全講習会の開催

活動　ア　経験豊富な会員が講師となり、入会者を対象に草刈の安全講習会を実施する。

イ　草刈講習会は、入会者の状況により、入会説明会の後、随時行うこととする。

また、草刈担当者以外の会員にも受講機会を与える。

ウ　「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施要領」に基づく草刈機の講習会を実施する。

④安全実地講習会

活動　ア　経験豊富な会員が講師・指導者となって、初めて就業する会員に、就業現場で安全作業、事故防止策の指導を行う。

イ　草刈作業・剪定作業・草取り作業に係る安全実地講習会は、会員の入会状況、就業希望状況により適宜行う。

⑤適正就業の推進

ア　シルバー人材センターの就業を巡っては、法令順守に基づき適正就業の遵守の徹底が求められている。

このため、シルバー事業の契約にあたっては、適正な就業形態に見合った契約か。また、就業の機会確保に際しては、「請負」、「委託」として適正か、作業現場は危険がないか、といった点検・確認をし、高齢者に適した就業を推進するとともに、問題のある契約については改善を図る。

イ　就業形態に見合った請負、委託契約の受注が困難な場合は、積極的に派遣事業への切替えを進める。

（３）普及啓発事業の展開

センターの情報を発信し、活動に理解を深める。

① 館山市広報誌の活用：市の協力により会員募集情報等掲載

② 地元日刊紙の活用　：センター事業の情報提供を行う。

③ ホームページの充実：随時センターの情報の掲載を行う。

④ ポスター等の活用　：公共施設等へのポスター掲示

⑤ 会員増強の活動　　：ハローワークでの南房総市との合同出張説明会等を定期的に開催し、積極的な会員の拡大を行う。

２．就業機会提供事業

就業機会を組織的に提供することで高年齢者の就業を支援する。上記の確保事業で開拓・確保した事業に会員が就業することで、高齢者の生きがいの充実と地域活力の向上を目指す。

３．法人の運営

（１）適正な事業管理

シルバー人材センター事業の予算執行については、適正な事業管理、法

令順守が強く求められている。
　法人税法上の非営利型法人の要件を引き続き満たすように、適正な事務を執行する。

（２）組織体制の強化と運営

　組織が脆弱で小規模な法人運営、かつ、多種多様にわたる通常業務の事務処理を円滑に執行していくことのできる事務局を確立し、将来において持続可能なシルバー人材センターのあるべき姿を検討する。
　また、事務所の安定的な運営と、社会制度の変更に対応した適正な人員配置と事務分掌の編成をし、持続可能な組織の育成を図る。
　新規就業機会の開拓を積極的に行い、受注額や件数の増減にこだわることなく、高齢化しつつある会員に適した就業機会を提供するとともに、派遣事業の開拓等新たな就業機会の拡大に取り組む。
　また、理事会、安全・適正就業推進委員会、安全講習会等との連携を図り、組織基盤と事業活動の一層の充実を図り、適正な法人運営を行う。
　更に、就業現場においては、各作業班の班長のもと、適正、かつ安全な就業、法令順守を遵守して、事故防止に努める。

（３）広報誌等の発刊

　当センターの広報誌「事務所だより」を引き続き発行し、活動状況の報告や会員への就業案内、安全就業への注意喚起などの情報提供を積極的に行い、会員相互のきずなやコミュニケーションの強化を図るとともに、よりよい広報手段としての内容の改善をしていく。

（４）会員間の親睦事業の実施

　新型コロナウィルス感染症対策に引き続き留意しつつ、会員を対象とした講座の開催や、新年会等の親睦行事の開催を検討し、就業のみでない会員の親睦の機会を提供していく。